

【別紙】

## 「西表島の自然が直面する新たな問題と、進まぬ危機管理対策」要約版

### 1. 推薦地の拡張

2019年1月の再推薦時には、2018年5月のIUCNからの指摘「北部及び北東部の重要河川および溪谷の推薦地への編入」を反映し、2017年の推薦時よりも拡張されている。しかし、イリオモテヤマネコの定住が確認され、低地部ヤマネコの遺伝的交流において重要な「インダ崎～ゲーダ川におよぶ北岸地域の西端」、今回の推薦地の中でも最も陸水性魚類の生息数が多い「浦内川の河口域～汽水域の大部分」が推薦地から除外されている。浦内川に生息する陸水性魚類は246種を数えるが、その内純淡水魚は5種のみであり、浦内川の河口部は世界遺産推薦4地域全体の陸水性魚類保全の観点からも、優先的に保全されるべき区域である。したがって、「インダ崎～ゲーダ川におよぶ北岸地域の西端部」と「浦内川の河口域～汽水域の大部分」を推薦地に編入するべきである。

### 2. 推薦地および緩衝地域における新たな問題

#### イリオモテヤマネコの交通事故とヤマネコの人馴れ対策

イリオモテヤマネコの交通事故は年々増加傾向にあり、2018年は年間9件と過去最悪を記録した。また近年の傾向として、交通量が多い（とりわけ観光事業者の運行車両が多い）船浦～白浜区間での事故の増加が著しく、2016年～現在（2019年9月末日）までに発生した交通事故20件中14件が、船浦～白浜区間で発生している。この地域はアンダーパスも設置されていない。西表島の入域者は遺産登録後70万人にまで増加するとされており、島内の経済活動が活発化し交通量がさらに増えれば事故の増加は免れない。事故を抑制するハード対策（アンダーパスや、ヤマネコをアンダーパスに誘導する柵の設置）を検討するべきである。

事故増加原因としてイリオモテヤマネコの人馴れも指摘されているが、ヤマネコの人馴れを助長する観察や撮影行為の制限する規制が現時点では存在しない。一時竹富町での条例制定の動きが出たものの、正式な検討会は立ち上がっていない。早急に法的拘束力のある観察ルールを含めた交通事故防止対策を条例で定めるべきである。

#### 浦内橋の橋梁替工事

世界自然遺産の緩衝地域にある浦内橋の橋梁架け替工事は12年にもおよぶ工事であり、仮橋建設のための大規模な盛土が計画されているほか、工事に付随した周辺の土地改変がおこなれるおそれがある。これら工事は、浦内川のマングローブやその周辺湿地、およびそこに棲む生物への直接的な悪影響を及ぼすおそれがあるため、仮橋の工法の見直しや付随

工事の環境影響を最小にする方策が検討されるべきである。また、工事車両の増加はイリオモテヤマネコを始めとした野生生物のロードキル増加を起こすおそれがあるので工事業業者への指導を徹底するべきである。

### 3. 包括的な観光利用の管理について

IUCN は 2018 年の報告書で、「・・・さらにをとり、また推薦されている島々におけるあらゆる将来的観光振興を積極的に計画化することが求められる。それらは次の問題に取り組むものでなければならない。例えば、どのようにして島およびそれぞれの区域ごとの収容力を設定し、監視し執行するか・・・」（4.5 脅威）」と指摘していた。

まず、「島」の収容力とその確保策については、沖縄県が「持続的な西表島のための訪問者管理計画」の素案を示したが（2019年8月28日開催の西表島部会）、重要なステークホルダーである島外旅行者（旅行代理店）がどのようにに関わり、責任を果たすのかが不明であり、実効性に疑問がある。旅行代理店等に対し、収容力を超える誘客活動を自主規制させる仕組みが必要である。

次に、「それぞれの区域」の収容力とその確保策については、沖縄県が「西表島の自然体験フィールドにおける観光利用の考え方（案）」を示したが（9月17日開催の沖縄県エコツーリズム推進体制構築事業ガイド GW）が示されたが、現行の自主ルールと協定を主体としつつ限定的な法規制を導入する管理体制が想定されている。これは、IUCN が指摘する「包括的なアプローチ」と明らかに矛盾し、従来から実効性に限界があると批判されてきた自主ルールおよび協定の問題点があるまま残されることにもなる。エコツーリズム推進法のもと竹富町条例という法的根拠のある仕組みを統一的に適用するべきである。

### 4. 関係地域コミュニティおよびステークホルダーの積極的な参加

3. で述べた「持続的な西表島のための訪問者管理計画」をはじめ、ガイド WG における立ち入り制限に関わる「西表島の自然体験フィールドにおける観光利用の考え方（案）」は一部の観光事業者と行政機関のみで行われており、島民に開かれた場での議論が行われていない。

ガイドの免許制度である「竹富町観光案内人条例」にいたっては、検討が非公開であったばかりにとどまらず住民説明会前に議会上程され、現時点でも条文が公開されないなど住民軽視が目に見える。世界遺産運用ガイドライン 119 項（世界遺産にかかる資産に影響を与える法制度、政策および戦略は、その顕著な普遍的価値を確実に保護し、自然及び文化遺産のより広い保全を支援し当該資産に係る地域コミュニティおよびステークホルダー住民の、資産の持続可能な保護、保全、管理及び披歴への必要条件として関係地域コミュニティおよびステークホルダーの積極的な参加を推進、奨励しなければならない。）に基づいて、今後の会議および検討会は住民に公開で行うべきである。（了）